

公示番号：160446

国名：インドネシア

担当部署：農村開発部農業・農村開発第一グループ第二チーム

案件名：食料安全保障を目指した気候変動適応策としての農業保険における損害評価手法の構築と社会実装（SATREPS）詳細計画策定調査（評価分析）

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：評価分析
- (2) 格付：3号～4号
- (3) 業務の種類：調査団参団

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2016年8月上旬から2016年9月上旬まで
- (2) 業務M/M：国内 0.50M/M、現地 0.6M/M、合計 1.10M/M
- (3) 業務日数：

準備期間	現地業務期間	整理期間
5日	18日	5日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：7月13日(12時まで)
- (4) 提出方法：専用アドレス（e-propo@jica.go.jp）への電子データの提出又は郵送（〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル）（いずれも提出期限時刻必着）

提出方法等詳細については JICA ホームページ（ホーム>JICA について>調達情報>調達ガイドライン、様式>業務実施契約（単独型）（2014年4月以降契約）>業務実施契約（単独型）簡易プロポーザルの電子提出について）

（http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_gt/20150618.html）をご覧ください。なお、JICA 本部 1 階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご留意ください。

- (5) 評価結果の通知：提出されたプロポーザルは JICA で評価・選考の上、各プロポーザル提出者の契約交渉順位を決定し、2016年7月26日（火）までに個別に通知します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
 - ①業務実施の基本方針 13点
 - ②業務実施上のバックアップ体制等 2点
 - (2) 業務従事予定者の経験能力等：
 - ①類似業務の経験 45点
 - ②対象国又は同類似地域での業務経験 9点
 - ③語学力 18点
 - ④その他学位、資格等 13点
- （計100点）

類似業務	各種評価調査
対象国／類似地域	インドネシア／全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：なし
- (2) 必要予防接種：なし

6. 業務の背景

地球規模での気候変動や自然災害は世界各国での食料生産に大きな影響をもたらすと予測され、気候変動の適応策への取り組みは、先進国、途上国を問わず高い関心事項となっている。

インドネシア国政府は、気候変動へのリスク対策のひとつとして2013年に「農民保護法」を制定し、農業保険の普及、保険料の政府補助等が同法案に明記された。2015-2019年の国家中期計画には気候変動への適応策として農業保険の普及が盛り込まれており、2015年には16州でコメを対象にしたパイロット事業が実施された。

保険金支払いのためには、損害評価を円滑に行う必要があり、インドネシア国政府はリモートセンシングやGISデータを活用した新たな評価手法の導入に強く関心を示している。これらを踏まえ、ボゴール農科大学および千葉大学は、地球規模課題対応国際科学技術協力（SATREPS）案件として上記評価方法の確立に取り組むべくプロジェクトの要請・申請を行った。

なお、2016年からはコメを生産する全22州で農業保険の実施が開始しているが、パイロット事業を通じて損害評価における課題も報告されており、本研究課題に対する関心・期待も一層高まっている。

今回実施する詳細計画策定調査は、本プロジェクトに係る、計画枠組み、実施体制、成果と活動等を整理した上で、プロジェクトの内容を確認・協議し、プロジェクトに関わる協議議事録（M/M）締結を行うとともに、事前評価を行うことを目的とする。

7. 業務の内容

本業務従事者は、技術協力プロジェクト（SATREPS）の仕組み及び手続を十分に把握の上、他の調査団員として派遣されるJICA職員、大学関係者、JST（国立研究開発法人科学技術振興機構）職員等と協議・調整しつつ、評価5項目（妥当性、有効性、効率性、インパクト、持続性）を確認するために、必要なデータ、情報を収集、整理し、分析する。なお、JICA事業評価における評価基準・手続きについては監督職員より情報提供を行う。

具体的担当事項は次のとおりとする。

- (1) 国内準備期間（2016年8月上旬）
 - ① 要請背景及び内容を把握する。
 - ② 当該分野に係る既存の文献、類似する事業等の報告書等の収集・分析を行う。
 - ③ 現地調査で相手国関係機関から収集すべき内容を検討する。
 - ④ 相手国関係機関への事前質問項目（案）を取りまとめる。
 - ⑤ PDM案（和文・英文）、PO（Plan of Operation）案（和文・英文）、および事

業事前評価表案（和文）の担当部分や関連部分を検討する。

⑥ 調査団打合せ、対処方針会議等に参加する。

(2) 現地業務期間（2016年8月上旬～8月下旬）

① 相手国関係機関との協議及び現地調査に参加し、当該プロジェクトの事前評価を行うために必要な情報・資料の収集、整理、分析を行う。

② 他団員と協力し、各ヒアリングの議事録作成及び担当分野に係る情報・資料を収集し、現状を把握する。具体的な情報収集内容は以下のとおり。

(ア) インドネシアの中長期開発政策における農業保険事業の位置づけ、農業保険事業実施に係るロードマップ

(イ) インドネシア国政府が現在実施中の農業保険事業における課題分析および研究課題に関するニーズの分析

(ウ) インドネシア国における農業保険実施体制および新技術導入等、制度モニタリング・見直しに関する各機関の役割等

(エ) プロジェクト実施に係るインドネシア側政府機関・大学等の予算措置、実施体制、人員配置

(オ) インドネシアにおける他ドナー（あれば）・民間企業等の農業保険分野に係る動向

③ 調査結果及び関係機関等のコメントを踏まえたうえで、PDM、PO（和文・英文）、及びM/M案（英文）とR/D案（英文）の作成に協力する。

④ 評価5項目（妥当性、有効性、効率性、インパクト、持続性）の観点からプロジェクトを分析し、事業事前評価表（案）（和文）の作成に協力する。

⑤ 現地調査結果の大使館等への報告に参加する。

(3) 帰国後整理期間（2016年8月下旬～9月上旬）

① 帰国報告会に出席し、担当分野に係る調査結果を報告する。

② 事業事前評価表（案）（和文）の作成に協力する。

③ 担当分野に係る詳細計画策定調査報告書（案）（和文）を作成する。

8. 成果品等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

なお、本契約における成果品は（1）～（2）とし、電子データをもって提出することとする。

（1）事前評価表（案）（和文）

（2）担当分野に係る詳細計画策定調査報告書（和文）

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「JICAコンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」

（<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）を参照願います。留意点は以下のとおり。

（1）航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みませ（見積書に計上して下さい）。

航空経路は、日本⇒ジャカルタ⇒日本を標準とします。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

①現地業務日程

本業務従事者の現地調査期間は2016年8月8日～2016年8月25日を予定しています。

本業務従事者は、JICA職員等の調査団員帰国後も10日程度現地調査を継続することを予定しています。

②現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下を予定しています。

ア) 総括 (JICA)

イ) 研究総括 (国内研究機関)

ウ) 研究課題 (国内研究機関)

エ) 研究企画 (JST)

オ) 協力企画 (JICA)

カ) 研究調整 (JST)

キ) 評価分析 (コンサルタント)

※ウ)、エ) およびカ) はJST経費による派遣。

③便宜供与内容

JICAインドネシア事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

ア) 空港送迎

あり

イ) 宿舎手配

あり

ウ) 車両借上げ

全行程に対する移動車両の提供 (JICA 職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります。)

エ) 通訳傭上

必要に応じ、英語⇄インドネシア語の通訳を提供

オ) 現地日程のアレンジ

JICA が必要に応じアレンジします。なお、JICA 職員等の帰国後の関係機関へのアレンジについては、コンサルタントによるアポイント取り付けが必要となる場合があります。

(2) 参考資料

本業務に関する以下の資料を JICA 農村開発部農業・農村開発第一グループ第二チーム (TEL:03-5226-8421) にて貸与します。

・要請書

(3) その他

①業務実施契約 (単独型) については、単独 (1名) の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。

②現地作業期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA インドネシア事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、

現地作業の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。

- ③本業務の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」（<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>）の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談してください。

以上